

消 防 予 第 100 号
平成 28 年 3 月 31 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁予防課 担当：近藤、田中、西村 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
--

問1 同一敷地内に令別表第一（6）項イ(1)に掲げる病院の用に供される建物が複数存しており、その中に病床を有さない建物（いわゆる「外来棟」）が独立した棟としてある場合、当該外来棟に対する消防用設備等に係る規定の適用に当たっては、令32条を適用して同表（6）項イ(4)に掲げる防火対象物に準じた取り扱いをしてよいか。

(答)

差し支えない。

問2 消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（平成27年3月27日付け消防予第130号）1(1)イにおいて、消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成26年総務省令第80号）による改正後の規則第5条第3項第1号及び第2号に規定する「職員の数」は、原則として棟単位で算定を行うこととされているが、火災時に異なる棟から職員が駆けつけることができる場合は、当該職員を「職員の数」に含めて算定してよいか。

(答)

認められない。

ただし、「職員の数」の算定を行う棟の患者の看護等を異なる棟に勤務する職員が担当している場合で、火災発生時に当該異なる棟に自動火災報知設備の火災信号を移報することにより、当該職員が迅速に駆けつけ、初期消火や避難誘導等を実施できる体制が確保されている等、適切な対応ができると認められる場合は、この限りでない。